

教育を受ける権利に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。ただし、争いがある場合は判例による。

- ①. 子どもの教育内容の決定については親、私立学校、教師、国が関わり、教師の教授の自由が一定範囲において肯定されると同時に、国にも必要かつ相当な範囲において教育内容決定権が認められる。
2. 学習指導要領は、教育のあるべき姿を示すものとして綱領的・助言的性格をもつものと位置付けられる。したがって、教師はこれに従わなくとも、懲戒処分等の法的制裁を科されることはない。
3. 教科書検定は表現物の行政権による事前チェックであり検閲に当たるとされるが、教育を受ける権利を全国的に一定の水準で実現する必要があるため、公共の福祉の見地により許容される。
4. 憲法は義務教育を定めているので、子どもは教育を受ける義務を負う。これは、子どもの自律権を一定程度制約するが、人としての人格的成長のためにやむを得ない制約とされる。
5. 義務教育の無償が憲法上定められている。これは、教育の対価である授業料、及び教育において必須の位置付けを受ける教科書について無償とすべきことの要請である。

A・B・Cの3人が別荘を共同で購入し、その持分が3分の1ずつである場合に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. Aが別荘を修理する場合、少なくともB又はCの同意が必要である。
- ② Aが別荘を単独で使用し、その代わりにBとCは償金を受け取ることを取り決めるには、少なくともB又はCの同意が必要である。
3. Aが分割請求をした場合、その分割する方法は現物分割又は売却した上で
の代金分割に限られ、価格賠償は認められない。
4. Aが自己の持分権をDに譲渡する場合、BとCの同意が必要である。
5. Aが自己の持分権を放棄した場合、その持分権は国庫に帰属する。